

オンライン取引先 御 中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」
の一部改正に関する件

日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）関係事務については、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

日本銀行では、現在日銀小切手で払込を受けている国庫金（保管金、財政融資資金貸付金等）について、オンライン取引先が日銀ネットを利用した支払依頼（以下「日銀ネット（支払依頼）」といいます。）による払込を可能とし、これに伴い、標記規程の一部を別紙1のとおり改正し、2021年2月19日から実施することとしましたので、通知します。

日本銀行は、従前より、事務効率化の観点から、電子納付による払込の推進に取り組んでおりますが、この度、納付者の電子納付への対応に相応の時間を要するケースがあり、その間の小切手搬送リスクを削減したい、といったご意見も勘案し、「日銀ネット（支払依頼）」による払込を可能化した次第です。

「日銀ネット（支払依頼）」を利用される場合には、実務を円滑に進める観点から、次の事項について事前にご調整くださいますようお願いいたします。

1. 別紙2を納付者に提示し、取扱方法について了承を得ること。
2. とくに、納付者が払込書類に補記する「当座勘定取引通番」の連絡方法や日本銀行への持込みの時限等（支払依頼実行日に当該国庫金の納付を完了させることが必須です）について擦り合わせること。
3. 「日銀ネット（支払依頼）」を利用する旨を日銀ネット主管店（納付書類を持ち込む日本銀行本支店と同一の店舗）に連絡すること^(注)。

(注) 定期的に「日銀ネット（支払依頼）」を利用する場合には、その旨ご連絡ください。以後、利用の都度ご連絡いただく必要はありません。

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課 国庫業務企画 G 亀渕 TEL : 03-3279-1111 (内線 : 6062)

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」中一部改正

- 第 1 編 I. 1. (10) を横線のとおり改める。

(10) 支払依頼

当座勘定特則にもとづき、一定の金額を自己の当座勘定から引落とし、次の各号に掲げる日本銀行への支払を行うことを依頼することをいいます。

- イ、預金店による日本銀行預金の払出資金の払込
- ロ、国庫送金の送金資金の返戻
- ハ、国庫金受入金の払込を行う利用先による同受入金の払込等
- ニ、特別会計の負担にかかる借入金または一時借入金の資金の払込

- 第 1 編 I. 2. (6) イ、(ロ) を横線のとおり改める。

(ロ) 支払依頼の入力締切時刻

「支払依頼」の入力時間帯にかかる締切時刻については、その支払の内容に応じ、次表に掲げるとおりとします。

支払依頼の内容	締切時刻
(1) 預金店による日本銀行預金の払出資金の払込	午後 3 : 00
(2) 国庫送金の送金資金の返戻	午後 1 : 00
うち国家公務員給与振込にかかる送金資金の返戻	午後 3 : 00
(3) 国庫金受入金の払込を行う利用先による同受入金の払込等	午後 3 : 00
うち国庫金受入金にかかる外貨小切手等の買入代金の払込	午後 1 : 00
(4) 特別会計の負担にかかる借入金または一時借入金の資金の払込	午後 1 : 30

- 第1編V. 1. (1) ハ、を横線のとおり改める。

ハ、国庫金受入金の払込を行う利用先による同受入金の払込等

(イ) 略 (不変)

(ロ) 略 (不変)

(ハ) 国庫金受入金にかかる外貨小切手等の買入代金の払込

摘要として、「現金雑」(摘要コード：299)を指定してください。

(ニ) その他国庫金(保管金、財政融資資金貸付金等)の払込

摘要として、「国庫雑」(摘要コード：399)を指定してください。

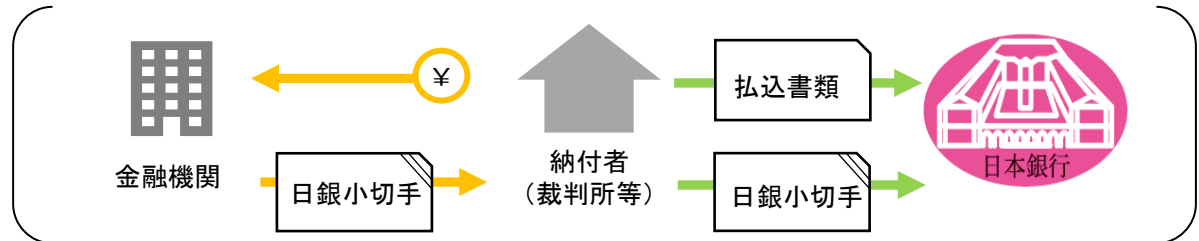
- 第3編(個別業務コード)当座勘定摘要コード(摘要コード)を横線のとおり改める。

区 分	コード
<u>現金雑</u>	<u>299</u>
日本銀行預金 ^(注)	300
国庫送金	310
歳入代理店受入金	320
国庫金受入金(電子収納)	321
特別会計借入金	380
<u>国庫雑</u>	<u>399</u>

(注) 略 (不変)

国庫金の払込を日銀ネット（支払依頼）で行う場合の取扱方法

（参考：日銀小切手による国庫金の払込イメージ）



■ 日銀ネット（支払依頼）による国庫金の払込方法

